

## 広島県環境審議会第28回生活環境部会議事録

- 1 日 時 平成23年3月10日(木) 13時25分から14時18分まで
- 2 場 所 県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席委員 今岡部会長, 秋山委員, 小林委員, 杉原委員, 中原委員, 橋野委員, 百田委員, 宮本委員, 山本委員, 嘉本委員代理
- 4 議 題 第3次広島県廃棄物処理計画(案)について
- 5 担当部署 広島県環境県民局環境部循環型社会課循環システムグループ  
TEL (082) 513-2951 (ダイヤルイン)

### 6 会議の内容

#### (1) 開会

委員総数13名中10名が出席しており、広島県環境審議会運営要綱第4条第2項により、定足数を満たしていることを確認した。

#### (2) 議事

事務局から資料5~8により説明し、これに対し質疑応答があった。

(意見交換・質疑応答)

#### 【資料全般について】

委員：資料6の1ページの4(1)の3つ目の意見にある「家庭ごみの有料化により、不法投棄の可能性が有りうるのではないか。」に対する県の「対応・考え方」として、「これらの取組について技術的助言を行います。」とある。その「技術的助言」とは、資料8の49ページの「(4)ごみ処理の有料化の導入」に記載された国の「一般廃棄物有料化の手引き」を参考にして技術的支援を行うということだが、具体的にはどのような技術的支援があるのか。

事務局：「有料化の手引き」は、平成19年6月までの間に、有料化が進められた全国の市町村の取組事例や効果等が詳細に記載されているが、そうしたものを中心とした技術的な助言である。また、それ以降において、本県の中でそうした取組をしている団体もあるので、そのような市町村の取組の実情、効果等を基に技術的な助言をするということである。

部会長：ごみ処理の有料化に向けた取組について、何々などの技術的支援を行いますというような具体的な内容を技術的支援の前に入れることは難しいのか。

事務局：この技術的支援とは、対市町との関係を表す言葉として、財政的支援ではない支援を表現する場合に使っている。

委員：市民から見ると有料化には賛否両論ある。先程の「有料化の手引き」の中に事例や効果があり、それを踏まえて参考にしてくださいということだが、市民から見るともう少し膨らませた表現がないと技術的支援とはどんなものなのかと思う。

事務局：委員の指摘を踏まえて、県民に分かりやすい表現で回答する。

部会長：有料化した市町で不法投棄が増えた例はあるか。

事務局：有料化により不法投棄が増えているという報告はない。

部会長：恐らくそれが正しい実態だと思う。有料化の話が出るとどうしても不法投棄の話が出るので聞いてみた。

事務局：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの廃棄の際は、家電リサイクル法により手数料が必要となるため、平成 17 年からこれらの不法投棄数の統計をとっている。毎年、合計で 2 千数百台の不法投棄があることが、市町から報告されている。そのため、市町においては、監視カメラの設置等色々な取組をしているが、依然として年間 2 千台強の不法投棄がされている実態がある。

部会長：昨日も新聞に出たが、ごみ処理の有料化の話になると、どうしても税金の二重取りだという意見が出て来るが、県としてどう考えているか。

事務局：ごみ処理は廃棄物処理法制定以前から市町村が取り組んでいる事務である。税金を取っているのです、その中でやるべきではないかという意見がある。一方で、ごみの減量化には、経済的なインセンティブが有効であるといった意見もあり、両者をどう天秤にかけるのかが、学者の中でも賛否がある。環境省は「有料化の手引き」を作るなど、経済的インセンティブによってごみの排出量を抑えることが可能であるとして有料化を進めている。

部会長：本来、排出者負担という考え方が、多少入っていてもいいのかなという気がする。

東広島市は、有料化した収入を特定した用途にのみ使用すべきと判断しているが、県はこの辺りを整理して、ごみ処理の導入がスムーズに進むようにする必要がある。

事務局：費用負担をどう考えるか、行政サービスを税金と受益者負担と、どう天秤にかけるのかは、難しいところがある。確立した考え方ではないが、基本的には税金でやるが、一部自己負担してもらい、排出者責任を実感していただくという考え方がある。有料化で得られた収入は、基本にごみ処理の経費に充てるべきと考える。そこを住民とよく議論し、時間をかけてコンセンサスを得た上で、有料化するようにと手引きの中にも書いてある。

部会長：有料化による一般廃棄物の減量分を見込んでいるので、一つの施策として県が対応されたい。

委員：資料 6 の 2 ページに「ごみの排出状況とごみの処理状況が、平成 14 年度からなぜ減少に転じたのか。」、その原因として「地球温暖化推進員や公衆衛生協議会の推進員の活動の評価を明記すべきではないか。」といった意見があり、これに対する県の「対応・考え方」に、「平成 14 年度以降の減少要因としては、分別排出の取組、普及啓発活動による県民の環境意識の向上、人口減少などが考えられます。」とあるが、これは、普及啓発活動をしたのが、県民、市民、推進員の人達だったということの評価して欲しいという意見だと思う。「普及啓発活動」の前にそれを入れると納得するのではないか。この表現だと、行政が普及啓発活動をしたことにより、県民

の意識が高まったことになり、意見を出した方の希望に添えないのではないかと思うが。

事務局：地球温暖化推進員や公衆衛生協議会の推進員の方は、かなり活動されたと思うので気持ちは分かるが、ここに記載するのではなく、資料 8 の 1 ページの「1 策定の趣旨」に記載した「NPO 等の関係団体」という表現により、皆で協働していくという整理をした方がいいと思う。資料 8 の 5 ページの「普及啓発活動による県民の環境意識の向上」の前にも、具体的な団体の名称ではなく、そうした趣旨の表現を追記する。

部会長：事務局に表現の工夫を検討してもらうこととする。

委員：この処理計画には、サブスローガンのようなのが付いているが、他の 2 計画にないのはどうしてかと思う。また、それぞれの計画には、計画の推進に係る主体の役割が記載されているが、記載の順番が異なっていたり、文章の終わり方も異なっているので、表現を統一してほしい。

事務局：サブテーマについては統一して全ての計画に記載する。その他については、統一できるところはできるだけ統一する。

部会長：資料 7 の 1 ページの「2 章 廃棄物処理の現状」で、一般廃棄物の現状説明に、「生活系ごみの指定袋制度や事業系ごみの有料化などにより減少傾向。」という表現があるが、その他では事業系ごみについてほとんど触れておらず、資料 8 でもあまり触れていない。事業系ごみについては、全県域に広がる事業者もあるため、一つの市町では触れにくいのだと思う。そこは県の方でどう整理しているのか。

事務局：事業系ごみは一般廃棄物の 3～4 割を占めており、その動向は景気にも左右されるといった面がある。こうした事業系ごみに対する施策については、資料 8 の 49 ページの「(2)事業系ごみの減量化等の推進」に記載しているとおりであり、一義的にはそれぞれの市町で考えることではあるが、県としても必要な対応を行いたい。

部会長：資料 7 の 2 ページの「4 章 廃棄物処理の課題」にある一般廃棄物の中には、事業系ごみも含まれるため、それについても「適正処理対策の推進」をするということになるが、市町に関しては、県全体よりも事業系ごみのウエイトが大きいいため、資料 7 で事業系ごみに関する発生抑制及び減量化についてももう少し触れておいた方が良くと思う。

事務局：廃棄物処理計画は、他の 2 計画と違い、行政の事業計画として法律が求めているものである。県が作る計画のため、市町の行政事務に係る記載には限界がある。さらに、事業系ごみの処理については、事業者が処理責任を持ち、市町は必要な措置を講ずるという形になっており、記述するのが難しいということがある。

委員：環境基本計画の資料によれば、ひろしま未来チャレンジビジョンの下に環境基本計画があり、その下に地球温暖化防止地域計画と廃棄物処理計画がある。環境基本計画の中にこれらが含まれているということか。環境基本計画が上にあって、廃棄物処理計画と地球温暖化防止地域計画があるというか。

事務局：完全な包含関係ということではない。上位計画に環境基本計画があり、その下位計画として地球温暖化防止地域計画と廃棄物処理計画がある。計画自体としては、独立しているのが、そういった位置関係にある。県の廃棄物処理計画と市町の一般

廃棄物処理計画は、法定計画であり必ず作らなければ計画である。環境基本計画は、県の環境基本条例に基づいて策定され、法律上はある意味任意の計画であるが、広島県としては、そのように各計画を位置付けている。

委員：市町は県の計画を見て自分の計画を立てるということになるのか。

事務局：廃棄物処理計画については、そういう関係になる。県の計画は市町の計画の指針となるものである。

委員：資料6の3ページの「評価は、評価委員会を設置し評価することが大切」という意見に対する県の「対応・考え方」に「環境審議会で評価内容の審議を行っています。」とあるが、これは、この審議会における次期計画策定の段階で現在の計画の評価を行ったということか。

また、「年度毎に、環境白書により点検・評価を行う」とあるが、これは県自身が行うということか。

事務局：その通りである。環境白書は、環境基本条例により毎年刊行することとしており、その中で、前年度の施策等について評価等を行っている。

部会長：資料7の3ページの「6章 施策の展開」の「1 施策展開の視点」の中で、「①循環型社会の実現に向けた更なる3Rの推進～低炭素社会との一体的実現にも配慮」という視点から取り上げたものがいきなり「レアメタルの回収」となっているが、レアメタルの回収は現実的に難しい問題であり、唐突な感じがする。

事務局：検討する。

### (3) 閉会

答申に向けた計画の修正等は部会長に一任し、明日、知事に答申することの了承を得た。

## 7 会議の資料名一覧

- 資料5 第3次広島県廃棄物処理計画の策定経緯について
- 資料6 第3次広島県廃棄物処理計画（原案）に係る意見等について
- 資料7 第3次広島県廃棄物処理計画（案）の概要について
- 資料8 第3次広島県廃棄物処理計画（案）